

古平町地域防災計画

(原子力防災計画資料編)

古平町防災会議

目 次

(第1章 総則関係)

資料 1-6-1	泊発電所施設の状況及び周辺地域図	1
資料 1-8-1	泊発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書	5

(第2章 原子力災害事前対策関係)

資料 2-2-1	古平町防災会議条例	10
資料 2-2-2	広域的な応援協力体制	12
資料 2-2-3	広域応援協定	15
資料 2-4-1	関係町村、道等の通信連絡設備の整備状況	18
資料 2-5-1	緊急時モニタリング要員及び緊急時モニタリング車両	21
資料 2-6-1	安定ヨウ素剤の配備状況	22
資料 2-7-1	防災資機材の整備状況	25

[人口に関する資料]

資料 2-8-2	泊発電所周辺の人口構成と分布状況	26
資料 2-8-3	泊発電所周辺の月別観光客入込み状況	27
資料 2-8-4	泊発電所周辺の宿泊施設状況	28

[道路及び陸上輸送に関する資料]

資料 2-8-5	泊発電所周辺の道路状況	29
資料 2-8-6	車両保有状況	31
資料 2-8-7	防災関係機関の輸送車両	32
資料 2-8-8	除雪機械保有状況	22

[港湾及び海上輸送に関する資料]

資料 2-8-9	港湾等分布図	34
資料 2-8-10	港湾整備状況	35
資料 2-8-11	船舶保有状況	36

[ヘリポート及び航空輸送に関する資料]

資料 2-8-12	ヘリコプター離着陸可能地	37
-----------	--------------	----

[報道機関及び広報施設に関する資料]

資料 2-8-13	主な報道機関一覧	38
資料 2-8-14	広報施設の整備状況	39

[避難者収容施設に関する資料]

資料 2-8-15	退避・避難所として利用できる施設の状況	40
資料 2-8-16	泊発電所周辺のコンクリート建物設置状況	41

[医療施設等に関する資料]

資料 2-8-17	町村別医療機関の状況	42
資料 2-8-18	医療機関一覧	42
資料 2-8-19	学校、社会福祉施設一覧	44

[飲料水及び農林水産物に関する資料]

資料 2-8-20	給水状況	46
資料 2-8-21	農産物収穫状況	47
資料 2-8-22	葉菜の収穫状況	47
資料 2-8-23	畜産物の飼養状況	48
資料 2-8-24	農産物の出荷ルート	49
資料 2-8-25	沿岸漁業の漁獲量	50
資料 2-8-26	水産物の出荷ルート	51

[気象、海象に関する資料]

資料 2-8-27	気象観測結果	52
資料 2-8-28	風配図	56
資料 2-8-29	泊発電所周辺海域の流向流速頻度分布図	58

(第3章 緊急事態応急対策関係)

資料 3-1-1	泊発電所異常事態通報様式	61
資料 3-1-2	原子力災害対策指針に定める警戒事態を判断する通報基準	74
資料 3-1-3	安全上重要な構築物、系統又は機器一覧	76
資料 3-1-4	原災法第10条第1項に基づく通報基準	78
資料 3-1-5	原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準	81
資料 3-2-1	古平町災害対策本部条例	84
資料 3-5-1	緊急時における防護措置の概要	85
資料 3-5-2	避難先	86
資料 3-5-3	放射線防護施設一覧	87
資料 3-5-4	町村職員、消防職（団）員数等に関する資料	88
資料 3-7-1	緊急輸送車両状況	89

(第4章 原子力災害中長期計画関係)

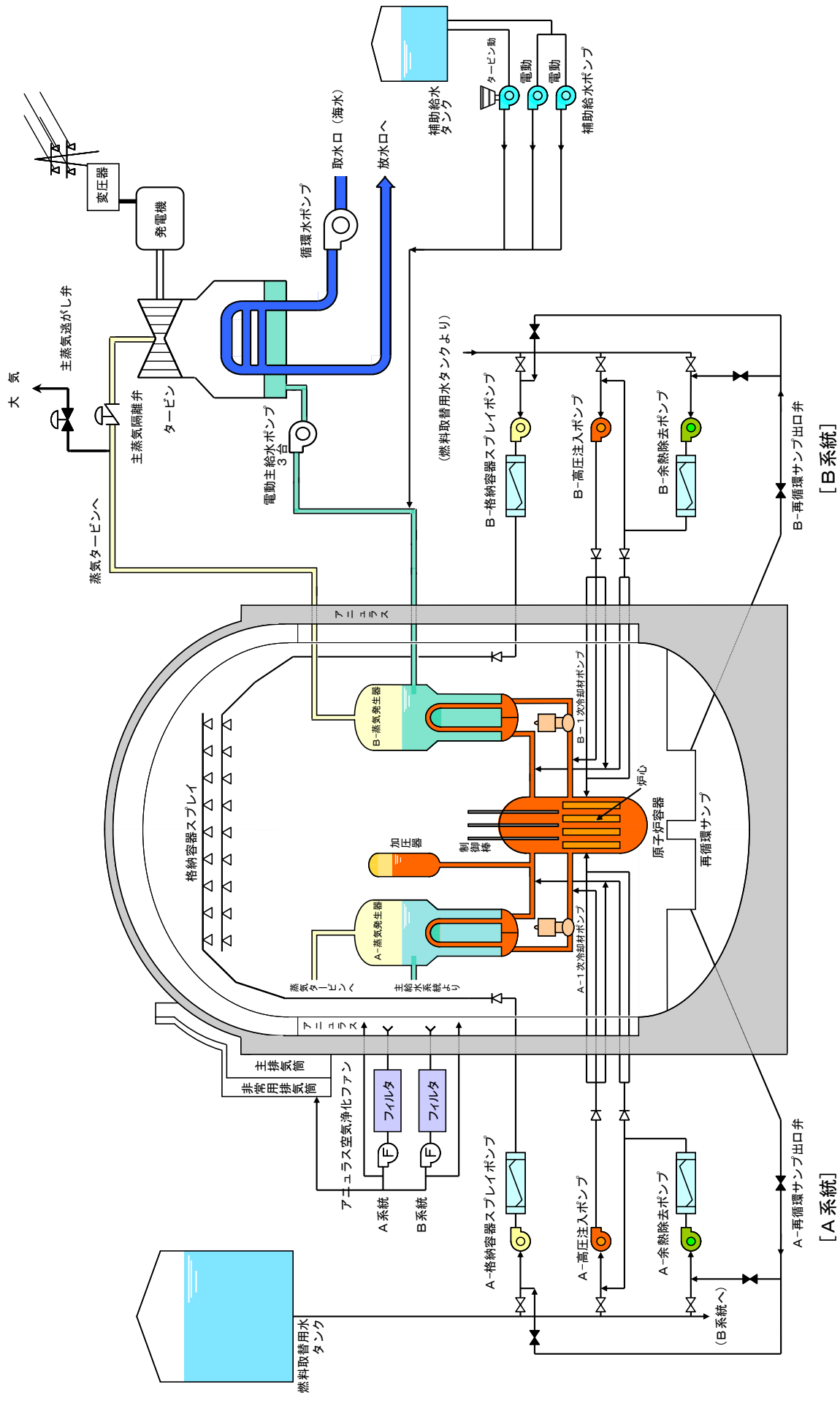
資料 4-6-1	被災地住民登録票様式	91
----------	----------------------	----

資料 1－6－1 泊発電所施設の状況及び周辺地域図

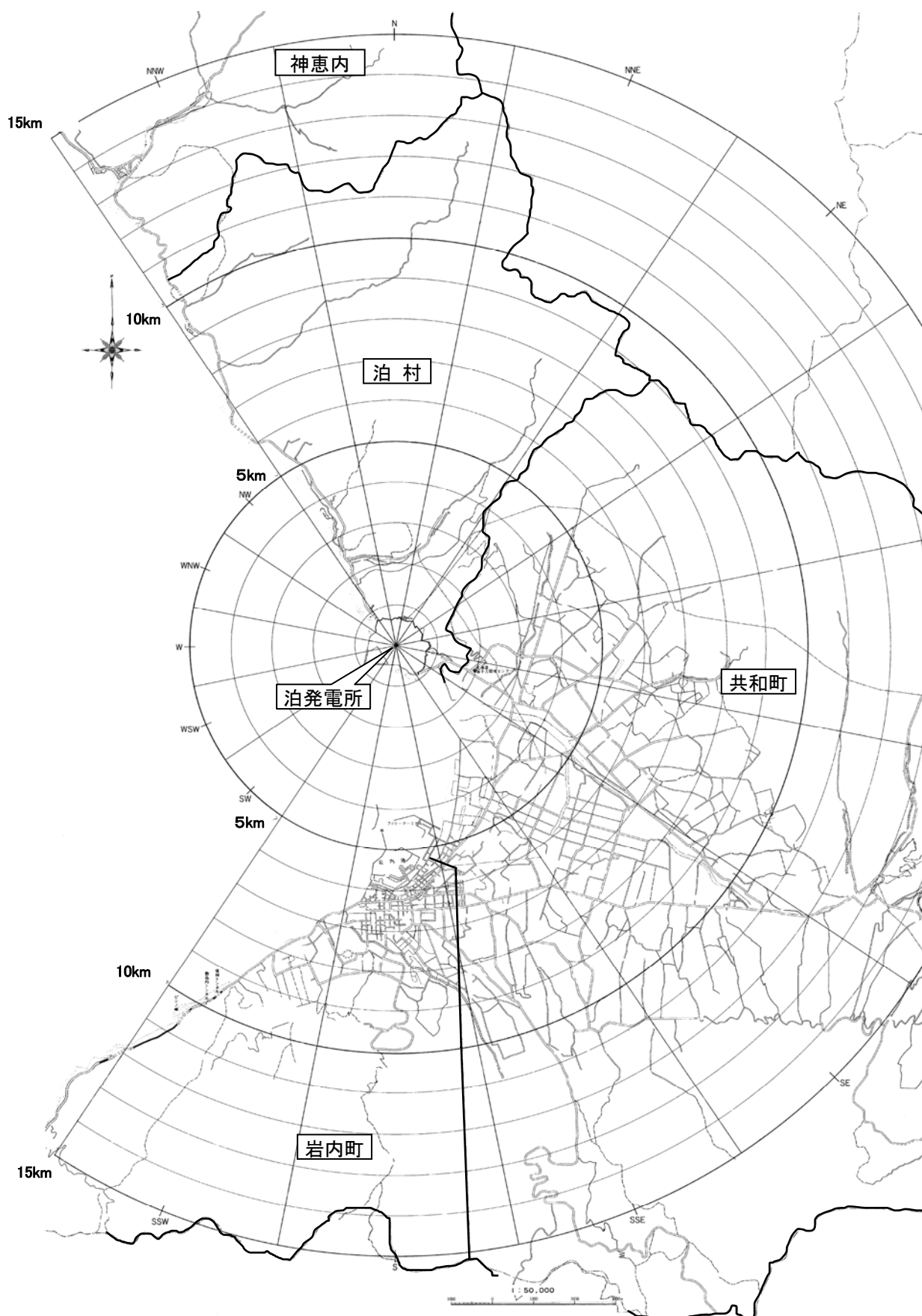
1 施設の概要

区 分		1 号機	2 号機	3 号機	
位 置		北海道古宇郡泊村大字堀株村			
用 地 面 積		約 1 3 5 万㎡（3 号機土地造成 海面埋立地含む）			
原子炉	型 式		軽水減速軽水冷却加圧水型		
	熱 出 力		約 1, 6 5 0 MW	約 1, 6 5 0 MW	約 2, 6 6 0 MW
	圧力・出口温度		約 1 5. 4 MP a ・約 3 2 3℃		約 1 5. 4 MP a ・約 3 2 5℃
	燃 料 初装荷	種 類	低濃縮ウラン		
		濃 縮 度	約2.3%～3.4%		約1.6%～4.4%
		燃料集合体	1 2 1 体		1 5 7 体
		装 荷 量	ウラン重量約 4 8. 5 t		ウラン重量約 7 4 t
	圧力容器	型 式	たて置円筒上下半球鏡容器型		
寸 法		内径約3.4m×全高約11.5m ×最小肉厚約110mm（下部半球鏡部）		内径約4.0m×全高約12m ×最小肉厚約130mm（下部半球鏡部）	
格納容器	型 式		上部半球形下部さら形鏡円筒型		
タービン	型 式		串型3車室4分流排気再熱再生式		
	出 力		5 7 9, 0 0 0 k w	9 1 2, 0 0 0 k w	
	回転数		1 5 0 0 回転／分		
	蒸気流量		約 3, 2 6 0 t /時	約 5, 0 0 0 t /時	
発電機	型 式		横置・円筒回転界磁形・全閉自己通風・3相同期発電機		
	容 量		6 5 0, 0 0 0 KVA	1, 0 2 0, 0 0 0 KVA	
主変圧器	種 類		屋外無圧密封式		
	容 量		6 2 0, 0 0 0 KVA	9 5 0, 0 0 0 KVA	
	電 圧	1次： 1 9 K V		1次： 2 1 K V	
		2 次： 2 7 5 K V		2 次： 2 7 5 K V	
電調審承認年月日		昭和57年3月26日		平成12年10月20日	
原子炉設置許可年月日		昭和59年6月14日		平成15年7月2日	
着工年月日		昭和59年8月30日		平成15年11月21日	
営業運転開始年月日		平成元年6月22日	平成3年4月12日	平成21年12月22日	

2 泊発電所プラント図 (概要図)

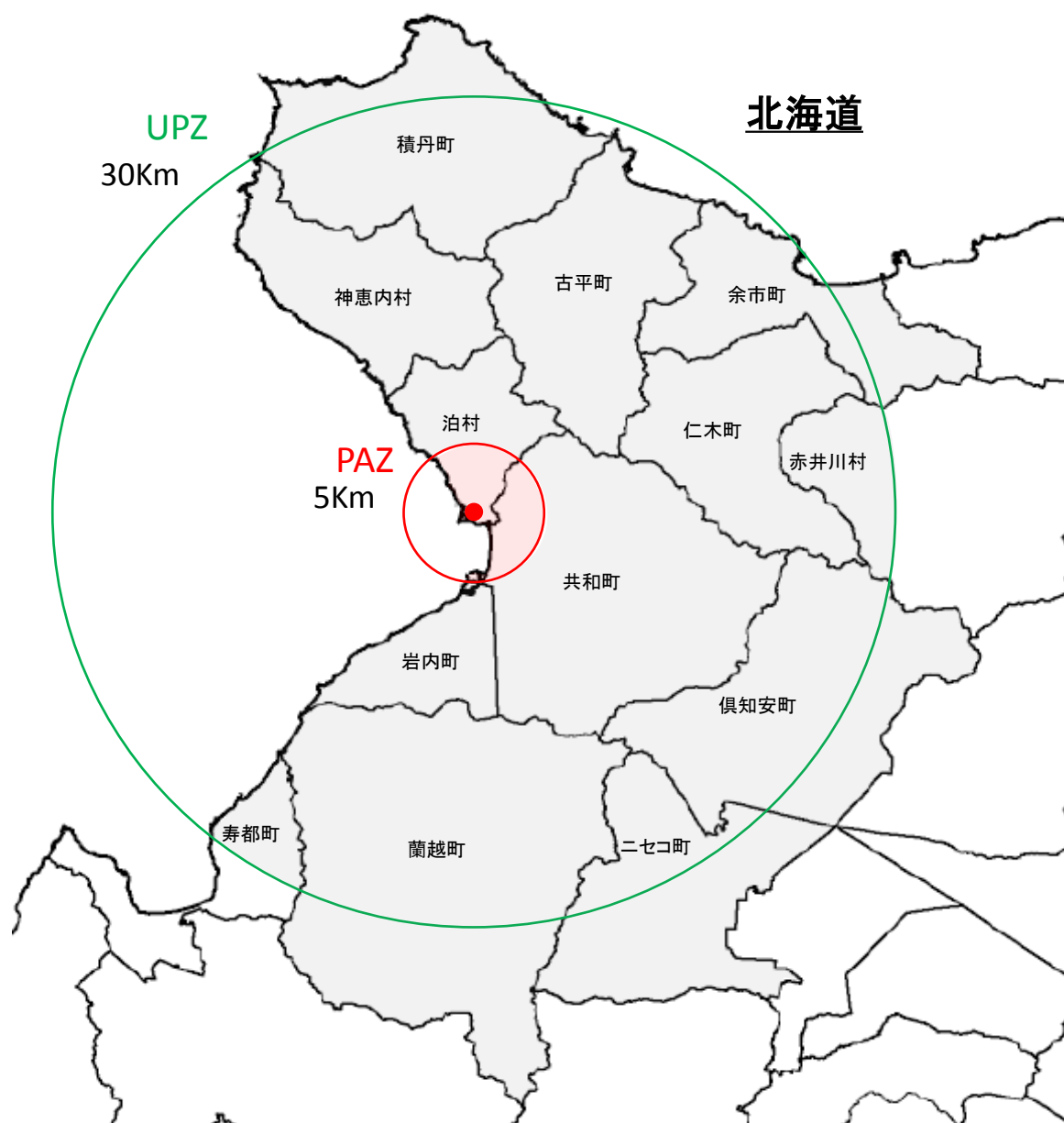


3 周辺地域図



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平成29情使、第30号)

4 泊発電所周辺地域図（UPZ圏内）



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 平29情使、第30号)

資料 1－8－1

泊発電所周辺の安全確認等に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）並びに小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町及び赤井川村（以下「乙」という。）と北海道電力株式会社（以下「丙」という。）とは、丙の設置する泊発電所（１号機、２号機及び３号機をいう。以下「発電所」という。）周辺における地域住民の健康を守り、生活環境の保全を図ることを目的として、次のとおり協定する。

（安全性の確保）

第１条 丙は、発電所の保守運営に当たって、発電所から放出される放射性物質による周辺環境の汚染の防止と地域住民の安全確保のため、関係諸法令及びこの協定に定める事項を遵守し、地域住民に被害を及ぼさないよう万全の措置を講じなければならない。

（情報の公開）

第２条 丙は、発電所の保守運営の状況について、地域住民に対し積極的に情報公開を行い、透明性の確保に努めるものとする。

（連絡会の設置）

第３条 丙は、甲及び乙に対し発電所の運営等に関する情報を提供するとともに、甲、乙及び丙は、相互に意見を申し述べる機会を確保するため、連絡会を設置する。

２ 前項の連絡会は、年１回開催するものとし、その他必要に応じ、甲、乙及び丙が協議の上、開催することができる。

（放射性物質の放出管理）

第４条 丙は、発電所から周辺環境へ放出する放射性希ガスからのガンマ線及び液体廃棄物中の放射性物質に起因する実効線量が、発電所周辺において原子力規制委員会が定めた線量目標値以下となるよう原子炉施設の維持、改善及び放出の管理を行うものとする。

２ 丙は、発電所の保守運営に伴って放出する放射性物質の低減のための技術開発の促進に努め、その低減措置の導入を図るものとする。

（環境放射線の測定）

第５条 甲及び丙は、乙の地域における環境放射線の状況を把握するため、甲が乙及び丙と協議の上、別途作成する測定計画に基づき測定を実施するものとする。

（測定結果の公表）

第６条 甲は、前条の規定に基づき実施した測定の結果を公表するものとする。

（測定の立会い）

第７条 乙は、甲と協議の上、必要があると認めるときは、その職員を甲及び丙が行う第５条に規定する環境放射線の測定に立ち会わせることができるものとする。この場合において、甲はあらかじめ丙に通知し、乙の職員とともに測定に立ち会うものとする。

(新燃料等の輸送に関する報告)

第8条 丙は、乙に対し、新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の発電所敷地外における輸送を行った後、その結果について報告するものとする。

(平常時における報告)

第9条 丙は、乙に対し、次の各号に掲げる事項を報告するものとする。

- (1) 発電所の運転管理（試運転時を含む。）に関する事項
- (2) 原子炉施設の定期検査又は点検（計画運転停止に係るものに限る。）に関する事項

(異常時における連絡)

第10条 丙は、次の各号に掲げる事項が発生したときは、乙に対し、直ちに連絡し、速やかに文書をもって報告するものとする。

- (1) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第19条の17各号に掲げる事項が発生し、国に報告を要する事態となったとき。
- (2) 原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（平成24年経済産業省令第71号）第3条第1項各号に掲げる事故が発生し、国に報告を要する事態となったとき。

2 甲、乙及び丙は、前項に定める連絡を円滑にするため、連絡体制及び連絡責任者をあらかじめ定めるものとする。

(異常時の措置)

第11条 丙は、原子炉施設その他の発電所の施設に異常が生じ、発電所周辺の安全が損なわれるおそれがあると認めるときは、直ちに原子炉の停止、出力制限その他の必要な措置を講ずるとともに、その結果を乙に速やかに報告するものとする。

(立入調査の同行)

第12条 甲が発電所の立入調査を行う際には、甲はあらかじめ乙に通知し、乙が希望するときは、乙の職員を同行させることができるものとする。

(損害の賠償)

第13条 丙は、道民に対し、泊発電所の運転等により風評被害等を含む原子力損害を与えた場合は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）に基づき、誠意をもって補償するものとする。

(諸調査の協力)

第14条 丙は、乙が甲と協議の上、乙の実施する安全確保対策についての諸調査に積極的に協力するものとする。

(防災対策)

第15条 丙は、丙の防災対策の充実、強化を図るとともに、発電所に係る地域防災対策に対し積極的に協力するものとする。

(広報)

第16条 丙は、発電所周辺の安全確保及び環境保全に関し報道機関に特別な広報を行うときは、乙に対し事前に連絡するものとする。

(違背時の措置)

第17条 甲又は乙は、丙がこの協定に定める事項に違背したと認めるときは、甲及び乙が協議の上、甲は丙に対し必要な措置をとるものとし、丙はこれに従うものとする。

2 甲は、丙がこの協定に違背した内容について必要があると認めるときは、公表するものとする。

(協定の改定)

第 18 条 この協定に定める事項（この協定に基づいて別に定める事項を含む。）について改定すべき事由が生じたときは、甲、乙又は丙のいずれからでも、その改定を申し出ることができるものとする。この場合において、甲、乙及び丙は、誠意をもって協議するものとする。

(覚 書)

第 19 条 この協定の施行に必要な事項については、甲、乙及び丙が協議の上、別に定めるものとする。

(協 議)

第 20 条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 18 通を作成し、甲、乙及び丙において記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 2 5 年 1 月 1 6 日

札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

甲 北 海 道

北海道知事 高 橋 は る み

小樽市花園 2 丁目 1 2 番 1 号

乙 小 樽 市

小 樽 市 長 中 松 義 治

島牧郡島牧村字泊 8 3 番地 1

乙 島 牧 村

島 牧 村 長 藤 澤 克

寿都郡寿都町字渡島町 1 4 0 番地 1

乙 寿 都 町

寿 都 町 長 片 岡 春 雄

寿都郡黒松内町字黒松内 3 0 2 番地 1

乙 黒 松 内 町

黒松内町長 若 見 雅 明

磯谷郡蘭越町蘭越町 2 5 8 番地 5

乙 蘭 越 町

蘭 越 町 長 宮 谷 内 留 雄

虻田郡ニセコ町字富士見 4 7 番地

乙 ニ セ コ 町

ニセコ町長 片 山 健 也

虻田郡真狩村字真狩 1 1 8 番地

乙 真 狩 村

真 狩 村 長 佐 々 木 和 見

虻田郡留寿都村字留寿都 1 7 5 番地

乙 留 寿 都 村

留寿都村長 土 屋 隆 幸

虻田郡喜茂別町字喜茂別 1 2 3 番地

乙 喜 茂 別 町

喜茂別町長 菅 原 章 嗣

虻田郡京極町字京極 5 2 7 番地

乙 京 極 町

京 極 町 長 山 崎 一 雄

虻田郡倶知安町北 1 条東 3 丁目 3 番地

乙 倶 知 安 町

倶知安町長 福 島 世 二

積丹郡積丹町大字美国町字船澗 4 8 番地 5

乙 積 丹 町

積 丹 町 長 松 井 秀 紀

古平郡古平町大字浜町 4 0 番地 4

乙 古 平 町

古 平 町 長 本 間 順 司

余市郡仁木町西町 1 丁目 3 6 番地 1

乙 仁 木 町

仁 木 町 長 三 浦 敏 幸

余市郡余市町朝日町 2 6 番地

乙 余 市 町

余 市 町 長 嶋 保

余市郡赤井川村字赤井川 7 4 番地 2

乙 赤 井 川 村

赤井川村長 赤 松 宏

札幌市中央区大通東 1 丁目 2 番地

丙 北海道電力株式会社

取締役社長 川 合 克 彦

資料 2 - 2 - 1 古平町防災会議条例

昭和37年12月20日 条例第20号

改正

昭和57年10月 1 日 条例第21号

平成 5 年 9 月29日 条例第12号

平成10年 9 月28日 条例第21号

平成12年 3 月28日 条例第27号

平成24年 9 月26日 条例第13号

古平町防災会議条例

(趣意)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条第6項の規定に基づき、古平町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 古平町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (2) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (3) 教育長
 - (4) 北後志消防組合の職員のうちから町長が任命する者
 - (5) 北後志消防組合の消防団長のうちから町長が任命する者

- (6) 指定地方行政機関又は指定公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (7) 北海道知事の部内の職員のうち町長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

6 前項第1号、第2号、第6号、第7号及び第8号の委員の定数は、1号については2人、2号については5人、6号については3人以内、7号及び8号については1人とする。

(専門委員)

第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員及び学識経験のある者の中から、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

(災害対策本部の設置)

第6条 法第23条第1項の規定による災害対策本部の設置についての意見は、会長に委任する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年10月1日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年9月29日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年9月28日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月28日条例第27号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月26日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 2－2－2 広域的な応援協力体制

1 原子力発電所の災害の場合に派遣する専門家

平成31年4月1日現在

職 名	専 門 又 は 任 務	所在地
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 理事長があらかじめ指名している指名専門家 ^{※1}	原子炉工学 核燃料工学 臨界・遮へい安全評価 輸送 この分野から1～2名程度 環境モニタリング 環境影響評価 個人被ばく評価 放射線管理 この分野から1～2名程度	茨城県等
国立研究開発法人 産業技術総合研究所 計測標準研究部門 量子放射科 研究科長	放射線計測	茨城県
一般財団法人 電力中央研究所 原子力技術研究所 所長	原子力工学	東京都

※1 指名専門家:指定公共機関として、原子力緊急時において応急対策のための技術的検討を円滑かつ適切に遂行するため、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構理事長があらかじめ指名している専門家
(専門分野:原子炉工学、核燃料工学、臨界・遮へい安全評価、輸送、環境モニタリング、環境影響評価、個人被ばく評価、放射線管理の8分野、約120名程度を指名)

2 緊急時モニタリング要員及び資機材

平成31年4月1日現在

組 織	要 員	機 材
国立研究開発法人 日本原子力研究 開発機構 緊急時連絡先（24時間 体制） 原子力緊急時支援・ 研修センター 029-264-2681（直）	緊急時モニタリング要員 約10名	1 サーベイメータ 80台 2 モニタリングカー 2台 3 集じん器 5台 4 ヨウ素サンプラ 8台 5 ホールボディカウンタ車 2台 6 体表面測定車 2台 7 現場指揮車 1台
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発 機構 緊急時連絡先 安全管理部次長 043-382-8001(代表) 043-382-8053（直）	理事長があらかじめ指定している緊急時モ ニタリング要員 約9名	1 サーベイメータ 10台 （ γ 線用 2台 $\beta \cdot \gamma$ 線用 4台 α 線用 2台 中性子線用 2台） 2 可搬型 γ 線エリアモニタ 3台 3 可搬型 α 線ダストモニタ 3台 4 可搬型 β 線ダストモニタ 3台 5 集じん器 3台

3 緊急被ばくに係る医療チーム

平成31年4月1日現在

職 名		任 務	担 当
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機 構 放射線医学総合研究所	理事長があらかじめ指名してい る専門家5名	医療活動 指導・協力	被ばく医療 線量評価 放射線防護等
公益財団法人 放射線影響研究所	分子生物科学部研究員		計測

資料 2－2－3 広域応援協定

災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、道内における災害時又は武力攻撃事態、武力攻撃予測事態若しくは緊急対処事態（以下「災害時等」という。）において、被災市町村（災害時に被災した市町村又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要がある市町村）のみでは避難、救援等の応急措置又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置（以下「応急措置等」という。）を十分に実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第17条第1項及び第18条第1項若しくは同法第183条において準用する第17条第1項及び第18条第1項の規定に基づく道及び市町村相互の応援（以下「応援」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (2) 被災者等（避難住民並びに災害、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の被災者という。以下同じ。）の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- (3) 避難、救援及び救出活動等に必要な車両等の提供及びあっせん
- (4) 避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者等の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第3条 応援の円滑な実施を図るため、市町村を別表の支庁地域に区分するものとする。

（道の役割）

第4条 道は、市町村の処理する防災及び国民保護に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援の要請の区分）

第6条 応援の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第1要請 被災市町村の長が当該支庁地域内の市町村の長に対して行う応援の要請

(2) 第2要請 被災市町村の長が他の支庁地域の市町村の長に対して行う応援の要請

(3) 第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援の要請

(応援の要請の手続)

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援の要請を行うものとする。

(1) 被害の種類及び状況

(2) 第2条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等

(3) 第2条第3号に掲げる車両等の種類、規格及び台数

(4) 第2条第4号に掲げる職員の職種別人員

(5) 応援場所及び応援場所への経路

(6) 応援の期間

(7) 前各号に定めるもののほか、応援の実施に関し必要な事項

2 応援の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援の要請に応じる場合にあってはその応援の内容を、応援の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。

3 前2項に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援の経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、応援を受けた被災市町村において負担するものとする。

2 応援を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援を受けた被災市町村の求めにより、応援を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

3 前2項の規定により難しい場合については、その都度、応援を受けた被災市町村と応援を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

(自主応援)

第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めたときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。

3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成20年6月10日から施行する。

平成9年11月5日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

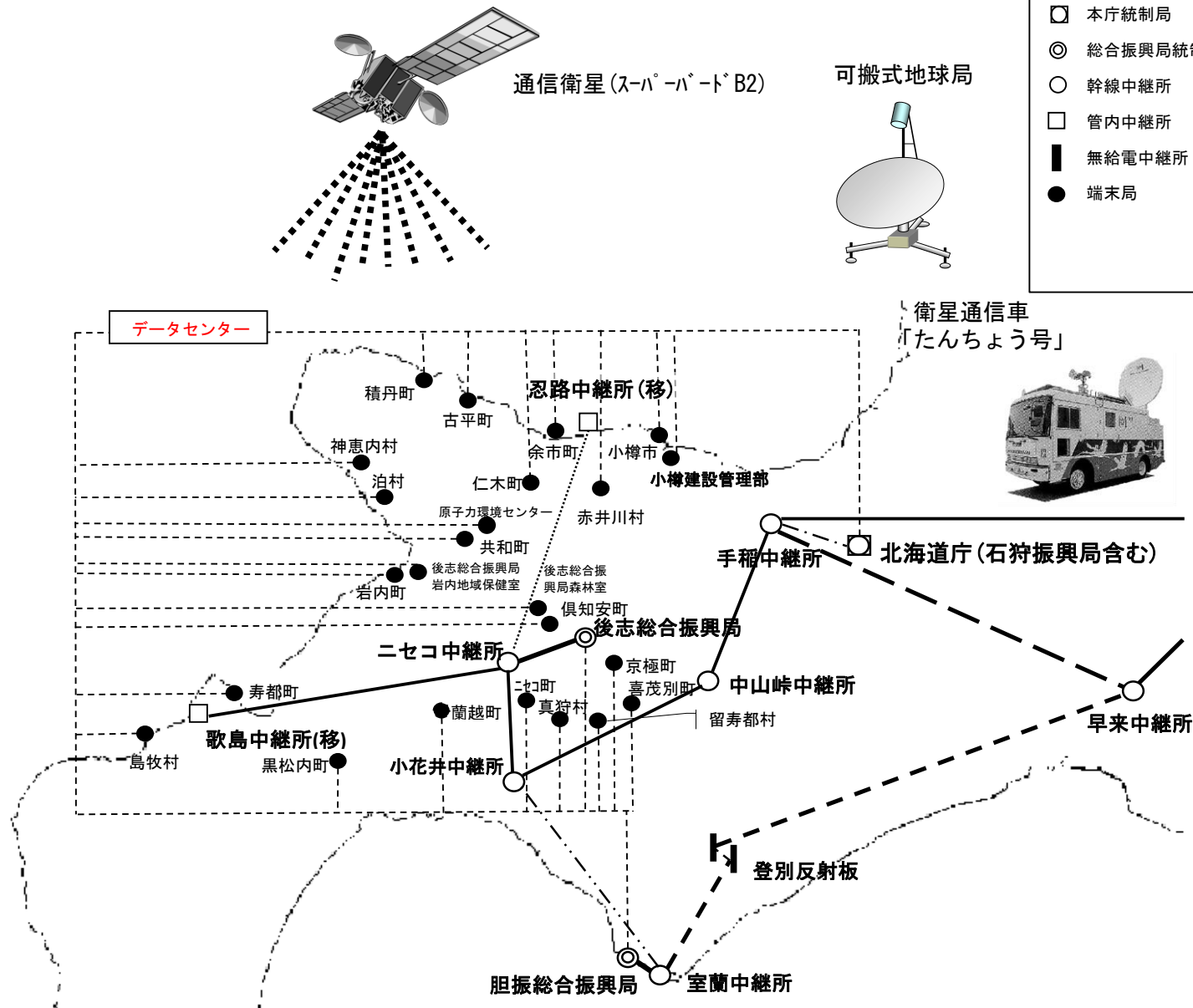
平成20年6月10日

北海道	北海道知事
北海道市長会	北海道市長会長
北海道町村会	北海道町村会長

別 表 （略）

資料 2-4-1 道、関係町村等の通信連絡設備の整備状況

1 北海道総合行政情報ネットワーク系統図（後志総合振興局関係分抜粋）



凡例（地上系）

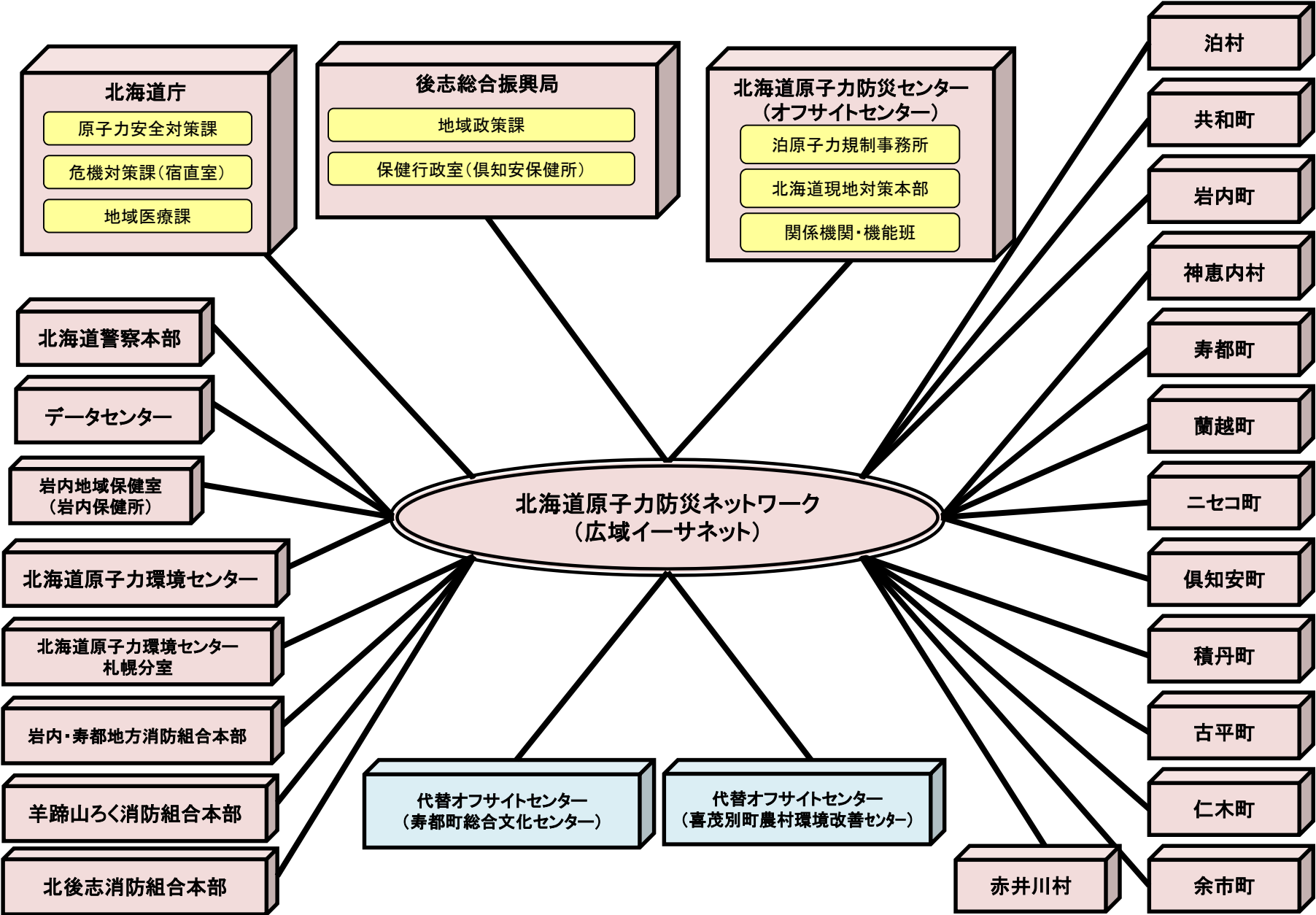
□ 本庁統制局	—— 12GHz/PCM-4PSK
◎ 総合振興局統制局	- · - · 7.5GHz/PCM-16QAM SD
○ 幹線中継所	- · - · 7.5GHz/PCM-4PSK SD
□ 管内中継所	—— 7.5GHz/PCM-4PSK
■ 無線電中継所	- - - 7GHz/FDM
● 端末局	- - - 6.5GHz/PCM-4PSK
	····· 400MHz/FM
	- - - 防災光回線

- (注) 1 本ネットワークは、地上系と衛星系の2ルートにより構成しています。
- 2 地上系は、道庁、総合振興局・振興局をはじめ、全道市町村、道出先機関を結ぶ防災光回線と道庁、総合振興局・振興局を結ぶマイクロ回線さらには可搬端末や公用車等の移動体で利用する全道移動系回線で構成されています。
- 3 衛星系は、地域衛星通信ネットワークを利用して、道庁、総合振興局・振興局、道内市町村、道出先機関相互間のほか国や全国の地方公共団体との通信ができます。
- 4 可搬式地球局により、災害などで被災した地域への応急対策として必要な通信回線の確保ができます。

)

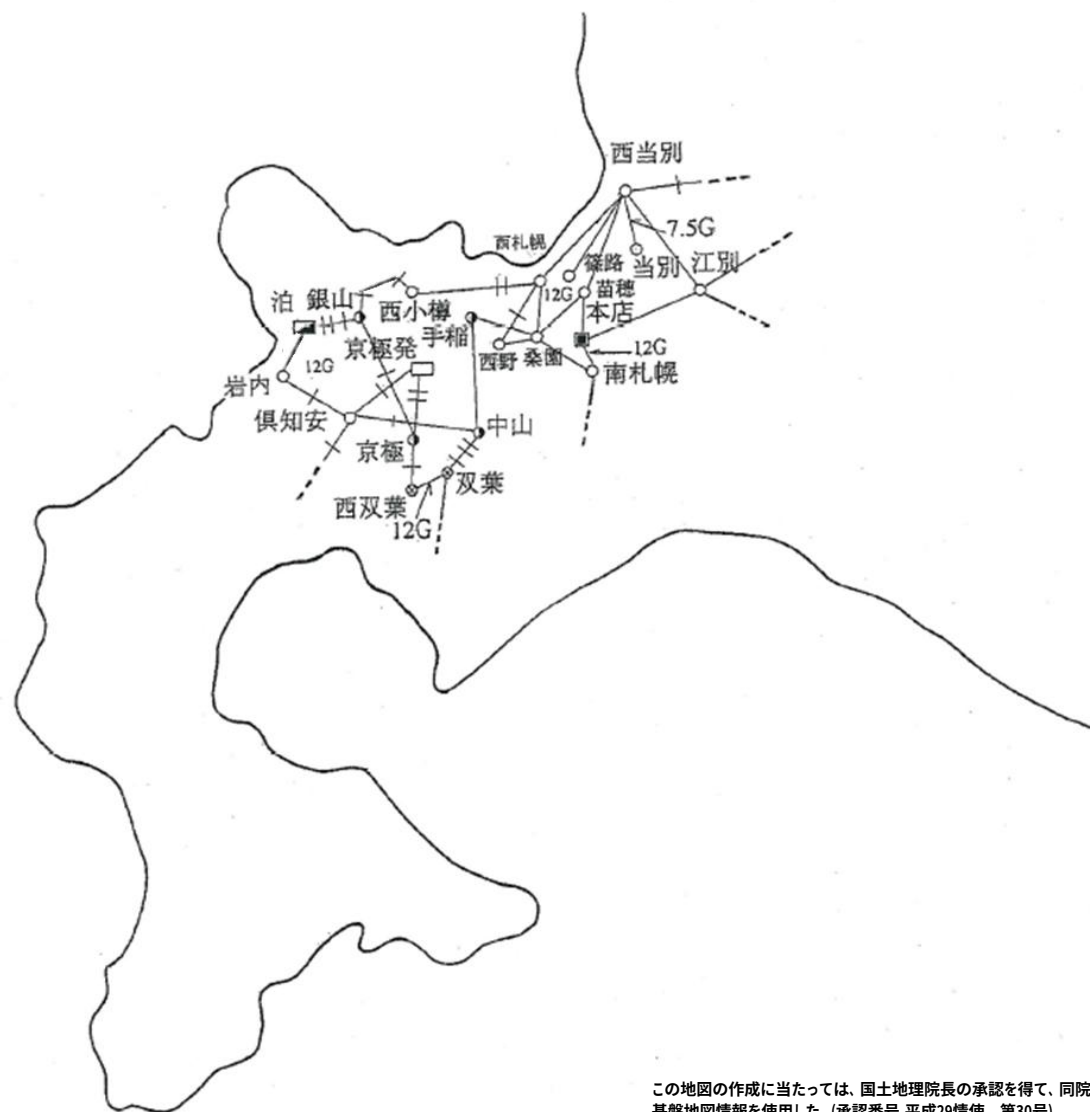
(

2 北海道原子力防災ネットワーク(緊急時連絡網)構成図(専用回線)



3 北海道電力(株)固定多重無線系統図 (関係抜粋分)

凡 例	
	本店
	支店・営業所
	水力発電所
	火力・原子力発電所
	電力センターまたは変電所
	開閉所
	中継所
	反射板



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の
基盤地図情報を使用した。(承認番号 平成29情使、第30号)

資料 2－5－1 緊急時モニタリング要員及び緊急時モニタリング車両

平成31年4月1日現在 道原子力安全対策課調べ

区 分	所 属	緊急時モニタリング要員	EMC参画時の体制	緊急時モニタリング車両
	古平町	2 名	測定分析担当 2 名	1 台

3 町村別ヨウ素剤配布対象人口数

平成31年3月31日現在 町村調べ

町村名	OIL地点名	避難区域（集落）名	人口 (人)	配布者数 又は 問診済数 (人)	年齢別等内訳			備考
					3歳未満 (人)	3歳以上 13歳未満 (人)	13歳以上 (人)	
古平町	NNE-24（古平町浄水場）	泥の木・鴨居木・廻り淵地区	48		1	3	44	明和地区集会所
	NNE-28M（古平町浜町モーターリングポスト）	歌棄・沢江・浜町地区	1,942		32	110	1,800	共働の家、れい明会館、海洋センター、古平中学校、元気プラザ、文化会館、漁港会館
	NNE-28R（沖町地区住民センター）	沖町地区	26		0	0	26	沖町住民センター
	NNE-29（まるやま公園）	西部地区	1,064		15	52	997	幼児センターみらい
	計		3,080		48	165	2,867	

2 ヨウ化カリウム原薬（粉末）

保管場所	ヨウ化カリウム原薬配備数	配布対象人口
(岩内町) 北海道後志総合振興局 保健環境部岩内地域保健室 (岩内保健所)	本 2	人 359
(倶知安町) 北海道後志総合振興局 保健環境部保健行政室 (倶知安保健所)	2	1,037

※1 ヨウ化カリウム原薬（1本当たり500グラム）

2 配布対象人口は、平成29年4月1日現在（住民基本台帳）で3歳未満の数である。

資料 2－7－1 防災資機材の整備状況

平成31年4月1日現在 道原子力安全対策課調べ

品 名			整 備 数 量
防 護 服	(布)	着	55
	(雨 着)	着	55
	(防寒着)	着	55
防 護 帽		着	55
防 護 靴		足	55
軍 足		足	55
手 袋	(ゴ ム)	双	55
	(綿)	双	55
	(軍 手)	双	55
防護マスク		個	14
防じんマスク		個	55
ゴーグル		個	55
警報付ポケット線量計		個	55
GM管式サーベイメータ		台	4
シンチレーションサーベイメータ		台	7
携帯電話		台	15
衛星携帯電話		台	2
要員搬送用車両		台	2

平成31年3月31日現在 町村調べ

町村名	OIL地点名	避難区域名	世帯数 (世帯)	人口 (人)	性 別		要 配 慮 者 の 状 況					集合場所名	地区に所在する病院、社会福祉施設（入所者の有る施設のみ）
					男 (人)	女 (人)	0～5歳 (人)	6～18歳 (人)	妊 婦 (人)	外国人 (人)	避難行動要支援者 (人)		
古平町	NNE-24（古平町浄水場）	泥の木・鴨居木・廻り淵地区	25	48	24	24	2	2	0	0	2	明和地区集会所	
	NNE-28M（古平町浜町モニタリングポスト）	歌棄・沢江浜町地区	1,144	1,952	910	1,042	61	152	5	16	41	文化会館、古平小学校、古平中学校、ほほえみくらす、武道館、古平町B&G海洋センター、地域福祉センター、元気プラザ、ふれあいセンターさわえ、共働の家、れい明会館、いこいの家、いきいき生活支援センター風花、ぷらっとほーむ、多機能型地域住民活性化ステーション結	ほほえみくらす、元気プラザ、共働の家、れい明会館、いこいの家、いきいき生活支援センター風花、ぷらっとほーむ
	NNE-28R（沖町地区住民センター）	沖町地区	20	26	11	15	0	0	0	0	3	沖町住民センター	
	NNE-29（まるやま公園）	西部地区	574	1,054	491	563	29	64	1	27	25	日本海ふるびら温泉しおかぜ、漁港会館、幼児センターみらい	
	計		1,763	3,080	1,436	1,644	92	218	6	43	71		